

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）及び熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）発表時の対応について

平素より本市の教育行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年 4 月に改正気候変動適応法が施行され、熱中症警戒アラートが熱中症警戒情報として法に位置付けられるとともに、重大な健康被害が発生するおそれがある場合に発表される熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が創設されました。

つきましては、「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」及び「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」が発表された際の対応を以下のとおりお知らせいたしますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（国（環境省）が発出する熱中症特別警戒情報・熱中症警戒情報）

	参考気温 （※3）	暑さ指数（※1）	警戒レベル	尼崎市における対応
熱中症警戒等情報 （環境省発表）	39℃以上	（兵庫県又は大阪府の測定点 すべてにおける翌日の予報値が） 35℃以上	熱中症特別警戒 アラート（※2）	市立幼稚園、小・中・ 特別支援学校は 臨時休業
	37℃以上	（兵庫県内の測定点いずれかの 翌日・当日の予報値が） 33℃以上	熱中症 警戒アラート	運動等をする場所の 「暑さ指数」と「予防運 動指針」に基づき活動 の可否を検討・判断

（尼崎市が定めている熱中症予防運動指針）

	参考気温 （※3）	暑さ指数（※1）	警戒レベル	尼崎市における対応
熱中症予防 運動指針 （尼崎市）	35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	運動は原則中止
	31℃以上 35℃未満	28℃以上31未満	厳重警戒	激しい運動は中止
	28℃以上 31℃未満	25℃以上28未満	警戒	積極的に休息
	24℃以上 28℃未満	21℃以上25未満	注意	積極的に水分補給

* 上記熱中症警戒等情報が発出されていない場合であっても、各学校園において、グラウンドや体育館等の活動場所で定期的に暑さ指数や気温を計測し、この表に基づき校園長が運動の実施の可否を判断します。

(※1)暑さ指数とは

気温、湿度、日射・輻射の影響を取り入れた、熱中症の危険度を判断する数値です。

℃で表記されますが、気温とは異なります。(気温より低い値が出るのが一般的です)

(※2)熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)とは

翌日の気象条件等の予想に基づき、「健康に重大な被害が生じるおそれがある」ことが予想される場合、14時に都道府県単位で翌日の熱中症特別警戒情報が発表されます。

(必ず前日14時に発表されます。当日朝に突然発表されることはありません。)

兵庫県又は大阪府で特別警戒情報の発表が行われた場合、尼崎市では発表日翌日の市立幼稚園、小・中・特別支援学校は臨時休業となります。

例：9月2日14時頃に環境省から発表 ⇒ 9月3日は臨時休業

※夏季休業日および休日の部活動も、同様の対応とします。

ただし、部活動における公式戦等については、主催者の判断に準じるものとします。

なお、臨時休業については市のホームページにおいてもお知らせします。

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kosodate-kyoiku/school/1019394.html>



(※3)参考気温について

暑さ指数(WBGT)は、湿度や日照条件によっても変動するため、あくまでも参考値です。

(参考) 熱中症警戒アラートと熱中症特別警戒アラートの発令状況(本通知発出日現在)

種類	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート
回数	令和6年4月制度開始後の 国内発出実績なし(0回)	令和R6年度 兵庫県 58回発出

以 上

<本件問い合わせ先>

尼崎市教育委員会事務局 こころとからだ育成課

06-4950-5677